

令和7年度 徳島県県土整備部営繕課 (一社)徳島県建築士事務所協会
意見交換会議事録

2025年10月31日 10:00~12:00

千秋閣1階ボードルーム

出席者: 徳島県県土整備部営繕課 鳳崎竜一(課長)、新井基博(課長補佐)、尾形圭一(係長)

事務所協会: 内野、上柿、宮本、南、藤川、板東、森脇、小西、島津(議事録作成)

① LCAが規制化されていく動きについて

協会(以下、協): 省エネ義務化やLCA規制化の動きにより設計の自由度が低下し、建築主のコスト増、設計事務所の業務負担増が生じている。耐震・省エネ・脱炭素など要件が増加する一方で、建築の成立性や地方独自性が損なわれる懸念がある。ゆえに、性能同士が補完し合い、全体のバランスで評価する柔軟な基準(平均点方式)の導入が必要と考える。国交省および自治体の方針を伺いたい。

県: 国は業務報酬基準の見直しや性能規定化の制度を進めており、設計の工夫で対応してほしい。

② 耐震診断、補強計画について

協: 被災地支援では、耐震診断・補強計画や民家改修の経験の有無が極めて重要であり、これらは被災地対応に必要な知見を養う事前の実地訓練であると言える。応急危険度判定士をはじめとする関連資格は、取得しても更新忘れにより有事に活用できない例が全国的に多い。発災直後に最前線で動くわれわれにとって、日頃の修練や資格維持は欠かせないものであるため、県としてもその重要性を発信し、有事の対応力維持に協力いただきたい。

県: 応急危険度判定士は営繕課ではなく住宅課建築指導室の所管。現在、建築士会を通じて資格更新案内を実施しており、防災訓練時の実地訓練の機会も提供している。今後も、資格更新や訓練参加を促す情報発信を継続していく。

協: 東日本大震災後に多くが資格取得したが、現在は更新者が減り、2~3人しか残っていない例もある。注意喚起は行われているが、実務者の目に届いていない現状がある。

県: 訓練参加を「登録講習会扱い」にする制度を整備している。事務所協会で実地訓練(防災イベント等と連動)を企画する場合、制度の活用が可能なので利用してほしい。

③ 木造・木質建築への転換について

協: 現在は「建てない選択肢」も含め、建てるのであれば木造・木質化を進める時代である。徳島では住宅や小規模建築は木造が主流である一方、中大規模建築の木造化は進んでいない。大規模建築で無理をする必要はないが、4~5階程度の建物は木造化すべきと考える。平成22年の木材利用促進法および「とくしま木材利用指針」(R5改定)では、3階以下・3,000㎡以下の県有建築物は原則木造とされているが、さらなる木造・木質化の推進状況を伺いたい。県有施設および市町村施設における現状と、今後の方針・推進策について示されたい。

県: 木材利用促進法の趣旨を尊重しつつ、対象建築物に応じて木造化を慎重に検討している。

協: 2024年7月、**林野庁×国交省×全国木材組合連合会(全木連)**が木材利用推進の協定を締結。今後、日事連としても地方単位会で同様の動きになりそう。徳島でも、建築士会、JIA、山側も(素材生産協同組合等)入ってもらって、幅広い関係者で協定を結ぶことで、地域全体の木材利用推進の大きな後押しとなると考えている。

④ 1物件に対する指名業者数について

協:先般の案件(R7住宅 昭和町8丁目団地ほか 定期点検業務)では、県内45社すべてが指名対象となっていた。本来、業務の難易度や規模に応じてランク別に指名するのが適切と考えるが、今回、全社指名となった理由について説明を求めたい。

県:当初はランク別で入札を実施したが“不調”となったため、やむを得ず指名範囲を拡大した。

協:業務量に対して適切な対価が設定されていないため、応札敬遠が起りやすい。過去に、事務所協会でも業務報酬基準を作成する検討があったが、実務のばらつき、点検方法、民間・公共の業務内容差により基準化が難しく、断念した経緯がある。他県(茨城・愛媛など)では基準を設けた例もあるが、単価が高すぎる/地域性と合わないなどの課題があった。

⑤ 監理業務のペーパーレス化について

協:現在、監理業務において書類が多く負担となっているため、可能なものからペーパーレス化を進めていただきたい。また、営繕課・施工業者・受託監理事務所の三者で、ペーパーレス化に関する意見交換会を開催していただけないか伺いたい。

県:ペーパーレス化は、県土整備部全体のバランスやルールを踏まえて検討していく。

協:設計変更時の審査書類や施工計画書など提出書類が多く、現場の負担となっている。月次報告書も紙提出で手間がかかり、PDF提出の方が合理的である。現場では紙への赤入れ後にスキャンする運用が続いている

一方、施工会社側は電子化が進んでおり、検索性・保管性の面でも電子化が有利である。ただし電子チェックに不慣れな層もあり、「確認は紙・納品は電子」などの折衷案が必要と考えられる。

⑥ 仕様書について

協:構造計算について、仕様書では国土交通大臣認定プログラムの使用が求められているが、実際に認定プログラムを用いた事例の割合を確認したい。使用実績が少ないのであれば、記載の必要性を再検討すべきである。また、要求される耐震性能の水準が仕様書に明確でなく、内容によって構造設計費が大きく変動するため、基準を明示していただきたい。津波浸水地域における津波荷重等の検討の可否についても、仕様書に記載を求める。さらに、液状化対策については地盤調査資料がなければ検討が不可能であるため、その場合は構造計算書に「発注者指示により液状化検討を省略」と記載することになるが、その取扱いで問題ないか確認したい。

県:これまでに大臣認定プログラムを使用した事例は確認されていない。仕様書の記載内容を改定方向で検討。耐震性・津波・液状化の検討方針については、仕様書での明示に努める。

⑦ その他

A. 管理建築士研修会の記載欄追加について

1. 管理建築士研修会の扱い

・毎年提出している「技術者職員調書」に、管理建築士の管理研修会の受講欄を追加してほしい。目的は、受講実績を可視化し、受講率向上につなげるためである。

2. 関連意見

・専攻建築士やCPDと同様、参考情報として記載できる形でよい。

- ・評価項目に組み込むかは別問題であり、あくまで「調書に記載欄を設ける」ことが主旨。
- ・建築士事務所制度の信頼性向上の観点からも、記載欄追加は意義があるとの意見が多数。

3. 県側コメント

- ・調書への項目追加そのものは可能だが、評価に用いるかは別途検討が必要。
- ・本件については「持ち帰り検討」。

B. プロポーザルの応募条件について

1. 応募資格への懸念

- ・一級建築士の人数要件について、従来は親事務所のみが資格要件を満たせば、JV参加可能だったが直近開催されたプロポーザルでは、JV構成事務所全てに一級建築士の人数要件が課されている。
- ・地域の中小事務所が参加困難となる問題が指摘された。

2. 影響

- ・県内事務所の多くは一級建築士の必要人数を確保できず、JV参画が事実上困難。
- ・「地域排除につながる」「提案の多様性が失われる」との懸念が示された。

3. 県側コメント

- ・当該案件は営繕課所管ではないので詳細は未確認。
- ・意見として受け止め、関係部署へ共有する。

C. 省エネ適判(開口部変更)に伴う再申請の負担について

1. 現場からの課題

- ・省エネ基準強化により、開口部寸法のわずかな変更でも適判の再申請が必要となり、現場負担や追加費用が大きい。特に施工図段階での微細な変更(数 mm レベル)でも再提出が求められる例が多く、実務上過剰であるとの意見。

2. 県側コメント

- ・国の制度改定により厳格化されており、県単独での柔軟対応は困難。
- ・設計変更に伴う手続きが発注者起因であれば、追加業務として協議可能。